

I 計画策定について

1. 計画策定の目的

・平和と人権を尊重するまちづくり条例第5条に基づき、「平和と人権を尊重するまちづくりを総合的に推進する」ための方向性として策定

2. 計画の位置付け

・10年後の2031年度（令和13年度）を見据えながら、今後5年間の取り組むべき方向性を示す



3. 計画期間

・2022年度（令和4年度）～
2026年度（令和8年度）

II 人権をめぐる動きと課題

人権をめぐる動き

- 国際的な動き
 - ・国連における「人権教育のための世界計画」第4フェーズの提示
 - ・SDGs（持続可能な開発目標）の策定
- 国内の動き
 - ・いわゆる人権関連3法の施行（部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法）

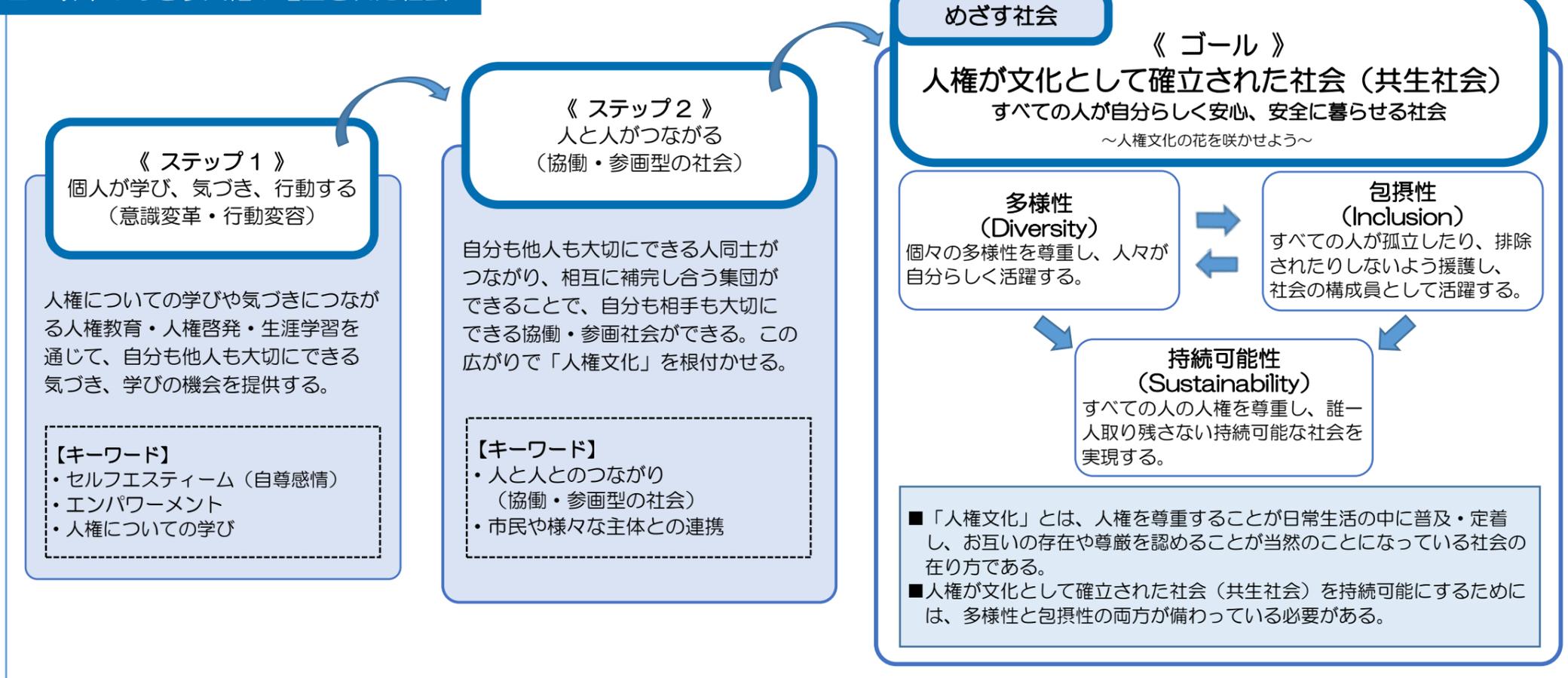
踏まえるべき課題

- ・インターネット、SNSによる差別・誹謗中傷の形態
- ・新型コロナウイルス感染症に関連する偏見、差別、いじめなどの新たな課題の発生、及びそれに伴い、従来からあった人権課題の深刻化
- ・啓発に関する課題

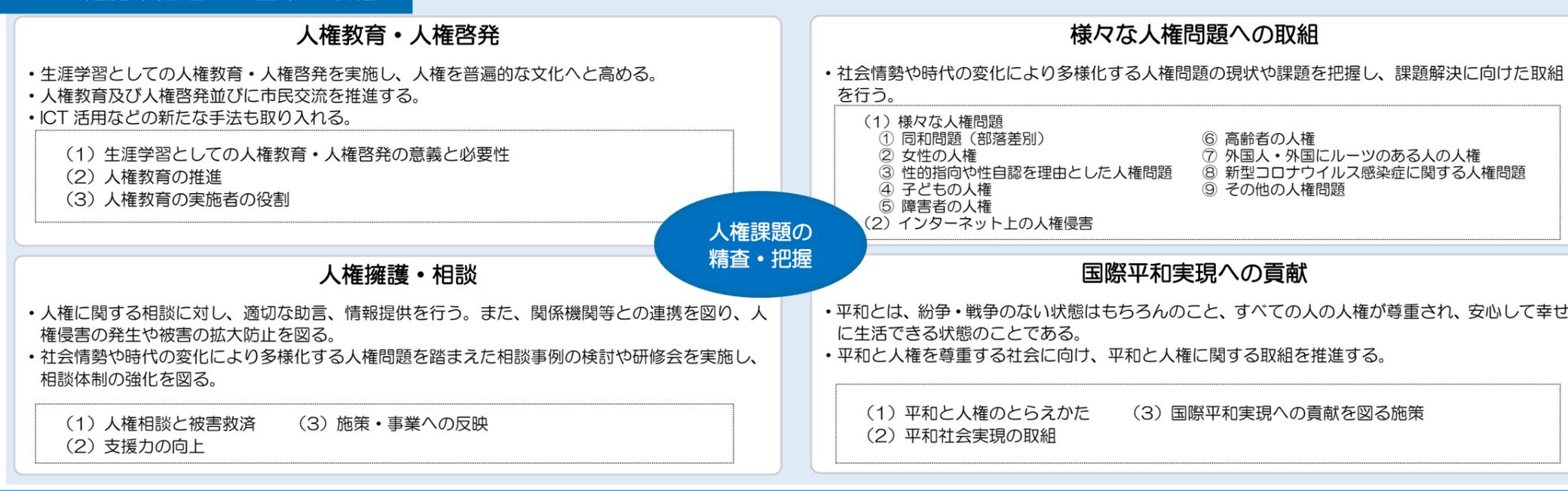
第8回人権に関する市民意識調査の結果

- ・人権問題に対する理解が進む一方で、依然として差別意識が残っている

III 堺市がめざす人権が確立された社会



IV 人権施策推進への基本の取組



V 計画の推進

推進体制

- （1）庁内の推進体制（堺市人権施策推進本部、堺市人権施策推進審議会）
- （2）市民や様々な主体との連携
- （3）国・大阪府及び指定都市との連携
- （4）国際的な連携

管理体制

- ・PDCAサイクルによる適切な進捗管理

堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例の推進